

第 8 8 期 決 算 公 告

平成 2 2 年 6 月 2 9 日

大阪府大阪市北区茶屋町 1 8 番 1 4 号
株式会社池田泉州銀行 (旧株式会社池田銀行)
取締役頭取兼 CEO 服 部 盛 隆

貸借対照表 (平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け | 72,737 | 預金 | 2,314,245 |
| 現金 | 32,225 | 当座預金 | 79,234 |
| 預け | 40,512 | 普通預金 | 863,344 |
| コ買入 | 10,000 | 貯蓄預金 | 24,838 |
| 商入品 | 1,173 | 通定預金 | 12,212 |
| 商有品 | 6 | その他預金 | 1,315,632 |
| 商有品 | 4 | その他預積 | 70 |
| 商有品 | 1 | その他預金 | 18,911 |
| 商有品 | 19,000 | 債券借入金 | 204,670 |
| 商有品 | 830,784 | 借入金 | 13,793 |
| 商有品 | 268,933 | 借入金 | 13,793 |
| 商有品 | 65,109 | 外債 | 42 |
| 商有品 | 110,969 | 外債 | 41 |
| 商有品 | 53,141 | 外債 | 0 |
| 商有品 | 332,630 | その他負債 | 23,000 |
| 商有品 | 1,670,505 | 未払法人税等 | 16,233 |
| 商有品 | 13,466 | 未払費用 | 231 |
| 商有品 | 86,864 | 未払受取預り金 | 5,644 |
| 商有品 | 1,409,870 | 未払従業員預り金 | 945 |
| 商有品 | 160,303 | 未払補てん備金 | 446 |
| 商有品 | 2,751 | 未払リース負債 | 0 |
| 商有品 | 2,611 | 未払リース負債 | 100 |
| 商有品 | 44 | 未払リース負債 | 35 |
| 商有品 | 95 | 未払リース負債 | 8,829 |
| 商有品 | 27,927 | 退職給付引当金 | 377 |
| 商有品 | 16 | 退職慰労引当金 | 435 |
| 商有品 | 4,646 | 睡眠預金払戻引当金 | 51 |
| 商有品 | 2,307 | 偶発損失引当金 | 386 |
| 商有品 | 8 | 支払承諾 | 17,465 |
| 商有品 | 20,948 | 負債の部合計 | 2,590,701 |
| 商有品 | 21,861 | (純資産の部) | |
| 商有品 | 10,162 | 資本金 | 50,710 |
| 商有品 | 8,592 | 資本剰余金 | 33,651 |
| 商有品 | 35 | 資本準備金 | 11,082 |
| 商有品 | 3,070 | その他資本剰余金 | 22,568 |
| 商有品 | 3,116 | 利益剰余金 | 7,104 |
| 商有品 | 2,058 | 繰越利益剰余金 | 7,104 |
| 商有品 | 1 | 繰越利益剰余金 | 7,104 |
| 商有品 | 1,055 | 株主資本合計 | 91,466 |
| 商有品 | 21,875 | その他有価証券評価差額金 | △7,420 |
| 商有品 | 17,465 | 繰延ヘッジ損益 | △0 |
| 商有品 | △24,457 | 繰延ヘッジ損益 | △0 |
| 商有品 | | 評価・換算差額等 | △7,421 |
| 商有品 | | 純資産の部合計 | 84,045 |
| 資産の部合計 | 2,674,747 | 負債及び純資産の部合計 | 2,674,747 |

損益計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|------------|--------|--------|
| 経常収益 | | 58,722 |
| 資金運用収益 | 39,677 | |
| 貸出金利息 | 28,021 | |
| 有価証券利息配当 | 11,577 | |
| コールローン利息 | 36 | |
| 預け金利息 | 11 | |
| その他の受入利息 | 30 | |
| 役員取引等収益 | 8,021 | |
| 受入為替手数料 | 1,406 | |
| その他の役員収益 | 6,615 | |
| その他業務収益 | 7,974 | |
| 外国為替売買益 | 215 | |
| 商品有価証券売買益 | 1 | |
| 国債等債券売却益 | 7,757 | |
| その他の業務収益 | 0 | |
| その他経常収益 | 3,048 | |
| 株式等売却益 | 2,182 | |
| 金銭の信託運用益 | 173 | |
| その他の経常収益 | 692 | |
| 経常費用 | 8,337 | 52,787 |
| 資金調達費用 | 6,675 | |
| 預金利息 | 3 | |
| コールマネー利息 | 629 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 337 | |
| 借入金利息 | 628 | |
| 社債利息 | 26 | |
| 新株予約権付社債利息 | 34 | |
| 金利スワップ支払利息 | 2 | |
| その他の支払利息 | 3,953 | |
| 役員取引等費用 | 304 | |
| 支払為替手数料 | 3,648 | |
| その他の役員費用 | 1,551 | |
| その他業務費用 | 351 | |
| 国債等債券売却損 | 741 | |
| 国債等債券償還 | 457 | |
| 金融派生商品費用 | 26,404 | |
| 営業経常費用 | 12,540 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 8,188 | |
| 貸出金償却 | 2,078 | |
| 株式等売却損 | 131 | |
| 株式等償却 | 135 | |
| 金銭の信託運用損 | 38 | |
| その他の経常費用 | 1,967 | |
| 経常利益 | | 5,935 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|-------------|--------------|
| 特 別 利 益 | | 584 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | <u>584</u> | |
| 特 別 損 失 | | 30 |
| 固 定 資 産 処 分 損 失 | 29 | |
| 減 損 | <u>1</u> | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | <u>6,488</u> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 45 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | <u>△661</u> | |
| 法 人 税 等 合 計 | | <u>△615</u> |
| 当 期 純 利 益 | | <u>7,104</u> |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,840百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 |

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異（7,389百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。

(追加情報)

当行は、退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が13年を下回ったため、償却年数を12年に変更しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は66百万円減少し、当期純利益は39百万円減少しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当事業年度末支給見積額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき、将来の払戻請求見積額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、予め定めている基準に基づき、将来の負担金支払見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、社債並びにその他有価証券評価差額金はそれぞれ28百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3百万円増加し、当期純利益は2百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 2,094百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,885百万円、延滞債権額は34,270百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は581百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,694百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,430百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,610百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、23,620百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|------|------------|
| 有価証券 | 218,978百万円 |
| 貸出金 | 60,000百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|------------|
| 預金 | 2,009百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 204,670百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,084百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は4,074百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、347,820百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 20,088百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 245百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,577百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 747円21銭
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 関係会社に対する金銭債権総額 20,060百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 13,956百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
20. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.42%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 396百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 59百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 57百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 8百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 1,363百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 68百万円 |
| 営業経費総額 | 1,647百万円 |
2. その他の経常費用には、統合関連費用834百万円、株式関連派生商品費用612百万円、偶発損失引当金繰入額271百万円及び株式交付費用79百万円を含んでおります。
3. 1株当たり当期純利益金額 178円16銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 176円77銭

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|------|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 37 | 1 | 38 | — | 注1、2 |
| 合計 | 37 | 1 | 38 | — | |

注1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取による取得であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式消却による減少38千株及び単元未満株式の買増請求による処分0千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

| | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円） |
|----------|----------------------------|
| 売買目的有価証券 | △0 |

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額（百万円） | 時価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------------|------|-------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照 表計上額を超え るもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 32,323 | 32,758 | 435 |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 32,323 | 32,758 | 435 |
| 時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 6,131 | 6,108 | △23 |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 6,131 | 6,108 | △23 |
| 合計 | | 38,454 | 38,866 | 411 |

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|------------|---------------|
| 子会社・子法人等株式 | 209 |
| 関連法人等株式 | 1,869 |
| 合計 | 2,079 |

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額（百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|------------------------------|---------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | 株式 | 26,258 | 21,655 | 4,603 |
| | 債券 | 240,208 | 233,392 | 6,815 |
| | 国債 | 126,003 | 120,460 | 5,542 |
| | 地方債 | 50,401 | 49,857 | 543 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 63,803 | 63,073 | 729 |
| | その他 | 149,983 | 146,606 | 3,377 |
| | 小計 | 416,451 | 401,654 | 14,796 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | 株式 | 22,516 | 28,174 | △5,658 |
| | 債券 | 166,349 | 166,526 | △177 |
| | 国債 | 142,929 | 143,066 | △137 |
| | 地方債 | 14,708 | 14,733 | △24 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 8,711 | 8,726 | △15 |
| | その他 | 178,358 | 194,740 | △16,381 |
| | 小計 | 367,224 | 389,441 | △22,216 |
| 合計 | 783,675 | 791,096 | △7,420 | |

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|-----|---------------|
| 株式 | 4,156 |
| その他 | 2,418 |
| 合計 | 6,574 |

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

| | 売却額 （百万円） | 売却益の合計額 （百万円） | 売却損の合計額 （百万円） |
|------|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 8,078 | 2,182 | 131 |
| 債券 | 553,971 | 3,405 | 38 |
| 国債 | 519,401 | 2,984 | 37 |
| 地方債 | 23,742 | 298 | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 10,827 | 121 | 0 |
| その他 | 471,412 | 4,351 | 313 |
| 合計 | 1,033,462 | 9,939 | 482 |

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、104百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

（追加情報）

従来、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合としておりましたが、金融環境の変化等をふまえ、当事業年度から上記基準に変更しております。この変更により当事業年度の減損処理額は、従来の方法に比べて1,434百万円減少しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円) |
|------------|-------------------|----------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 19,000 | 10 |

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 19,972百万円 |
| 有価証券評価損 | 9,031 |
| 繰越欠損金 | 22,465 |
| 減価償却費 | 422 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,014 |
| その他 | 2,570 |
| 繰延税金資産小計 | 57,477 |
| 評価性引当額 | △35,306 |
| 繰延税金資産合計 | 22,171 |
| 繰延税金負債 | |
| 未収配当金益金不算入 | △296 |
| 繰延税金負債合計 | △296 |
| 繰延税金資産の純額 | 21,875百万円 |

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業内容及職業 | 議決権の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|------------------|-------|---------------|---------|---------------|------------|----------|-----------|----|-----------|
| 親会社 | 株式会社池田泉州ホールディングス | 大阪市北区 | 72,311 | 銀行持株会社 | (被所有)直接100.0% | 経営管理等役員の兼任 | 経営管理料の支払 | 410 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 経営管理契約については、一般的な取引条件で行っております。

2. 経営管理料の支払については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業内容及職業 | 議決権の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|------------|--------|---------------|-----------|------------------------|-----------|---------|-----------|------|-----------|
| 子法人等 | 池銀総合保証株式会社 | 大阪府池田市 | 180 | 住宅ローン等の保証 | (所有)直接19.4% 間接41.1% | 当行貸出金の保証 | 貸出金の保証 | 531,178 | — | — |
| | | | | | | | 保証料の支払 | 403 | 未払費用 | 33 |
| | | | | | | | 代位弁済の受入 | 1,326 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 貸出金の被保証については、一般的な取引条件で行っております。

2. 保証料の支払については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業内容及職業 | 議決権の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----------------------------|------------|---------|---------------|---------|----------|-----------|-------|-----------|--------------|-----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社姫野技建 | 大阪市東淀川区 | 20 | 建設業 | — | — | 貸出取引 | 114 | 証書貸付 | 117 |
| | | | | | | | 利息受入 | 1 | 未収収益 前受収益 | 0 0 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 貸出取引条件等については、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 当行取締役姫野豊が議決権の5%並びに近親者が議決権の95%を直接保有しております。

(重要な後発事象)

連結注記表に記載している同項目をご参照ください。